

秋田市訓令第4号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年9月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表の表第5号中「国民健康保険関係認定証」を「国民健康保険資格確認書および国民健康保険関係認定証」に改め、同表第7号中「国民健康保険被保険者証」を「国民健康保険資格確認書」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年12月2日から施行する。